

運動部活動顧問及び外部指導者等の部活動指導中における  
暴力・体罰・セクハラ等に対する岩手県中学校体育連盟の対応

令和5年4月1日  
岩手県中学校体育連盟

運動部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）に対しての対応が、（公財）日本中学校体育連盟、東北中学校体育連盟から示された。

運動部活動は、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、生きる力を育み人格形成にも大きな影響を及ぼしている。本連盟としても、こうした大きな意義や役割を踏まえ、指導者の暴力等の防止策については継続して検討し取組を続けてきた。

今回、本連盟としても（公財）日本中学校体育連盟、東北中学校体育連盟との整合性を図るとともに、暴力等の防止策の一つとしての対応・処置の考え方を県内の学校や指導者に示し、改めて運動部活動指導中における学校の教職員（部活動指導員を含む）、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」とする）による暴力等の根絶を目指すこととした。

記

1 対象者

本連盟加盟校に設置されている運動部で、本連盟に専門部が存在する運動部の指導者等  
本連盟に登録し、岩手県中学校体育連盟主催大会への参加が認められた地域クラブ活動の指導者等

2 対応の内容

(1) 大会における登録について

運動部活動指導中の暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けた教職員及び、校長から指導措置が行われた外部の指導者、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していることが明確になった者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。なお、下記の文を各競技大会の要項に記載する。

本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。

なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

また、地域クラブ活動においても、指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込みを作成すること。何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は、参加を認めない。

(2) 連盟内での役職について

運動部活動指導中の暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった者は、本連盟の役職に就くことができない（現役員は役職を停止する）。

3 判定及びその時期

教職員については、当該校の校長が懲戒処分の確定通知を受けた時点

外部の指導者については、当該校の校長が指導措置を行った時点

地域クラブ活動の指導者については、当該クラブの責任者が上記の処分等を確認した時点

4 期間

(1) 違反行為1回目

「3 判定及びその時期」の時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は異動等により勤務校や指導する運動部が変更となっても継続するものとする。

（1年間とは、夏季・冬季又は冬季・夏季大会とする）

(2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

5 施行適用

本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。

地域クラブ活動の大会参加に伴い、令和5年4月1日一部改訂